

令和4年度 入湯税の使途について

入湯税は、鉱泉浴場の入湯行為に対して、入湯客に課税される税金です。

この税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることとされており、その使途が特定されている目的税です。

南牧村の令和4年度の使途状況は、以下のとおりです。

令和4年度 入湯税決算額 51 千円

入湯税の使途状況

単位：千円

事 業 名	事業費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	入 湯 税	そ の 他
觀 光 振 興	60				51	9
觀光広告掲載料						